

【選定審査講評】

指定管理者制度は、公の施設の管理運営について民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、民間活力の導入、効率的な管理運営による経費の縮減等を目的としています。

今回、指定管理期間が令和2年3月31日を以って満了する九重町ふるさと館について、令和2年4月1日以降の指定管理候補者の選定審査を実施しました。

九重町ふるさと館は、観光情報の発信及び特産品等の販売を目的として設置されたもので、平成19年度より指定管理者制度を導入、今回、現行指定管理者である九重ふるさと館活性化協議会から応募がありました。4期13年の指定管理実績を有し、厳しい経営状況にあるものの、経営改善に向けた前向きな考えをもって、地元製品の販売促進・誘客対策等に懸命に取り組んでいることから、指定管理者として適切であると認め、引き続き同者を指定管理候補者として選定しました。

最後に、指定管理候補者の選定に当たり、多大なご尽力を頂きました提案者に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも指定管理施設が適切に管理運営され、本町住民の利便の向上、産業振興等に寄与することを祈念して講評の結びとさせていただきます。

令和2年2月27日

九重町指定管理者選定委員会
委員長 小田 詰志